

令和4年度十和田市

燃料費高騰対策事業継続給付金

に関するお知らせ

趣旨

原油価格高騰の影響を受けている運送事業者等に対して、事業継続を支援するため、給付金を支給します。

支給条件

- ①市内に本社があること（タクシー及び貨物自動車運送事業者の場合、営業所等を含む。）
- ②給付金の受給後も事業活動を継続する意欲があること
- ③確定申告又は市民税・県民税の申告をしていること
- ④令和3年度と令和4年度の市税等に滞納がないこと

申込期間

令和4年 **8**月**18**日から**10**月**31**日まで

当日消印有効

提出書類

1. 給付金支給申請書
2. 申告に関する書類の写し
個人：令和3年分確定申告書又は令和4年度市民税・県民税申告書類等
法人：直近事業年度分の法人市民税の確定申告書
3. 対象車両等の車検証の写し（船舶の場合は、検査証書の写し）
4. 業種別営業許可証等の写し

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため
郵送による申請にご協力ください。

申込み・問合せ先 十和田市農林商工部商工観光課

〒034-8615 十和田市西十二番町6-1

TEL：0176-51-6771 FAX：0176-22-9799

E-mail：shokokanko@city.towada.lg.jp

対象事業及び給付金額

対象事業	区分	給付金額 (車両等1台あたり)
タクシー	—	2万円
運転代行	随伴用登録車両	2万円
バス	高速バス	5万円
	貸切バス	5万円
遊覧船	—	20万円
貨物自動車運送	一般貨物自動車	5万円
	特定貨物自動車	5万円
	貨物軽自動車	2万円

業種別営業許可証等の写し

○タクシー

- ・一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し

○運転代行

- ・自動車運転代行業の認定証等の写し、随伴用登録車両の台数とナンバーが確認できる書類（保険契約証書等）の写し

○高速・貸切バス

- ・一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可証、事業計画(路線)等の写し
- ・一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し

○遊覧船(一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業)

- ・一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業に係る許可証等の写し

○貨物自動車運送事業

- ・貨物自動車運送事業に係る許可書、軽貨物自動車運送事業経営届出書等の写し

よくある質問(Q&A)

下記のほか、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

「十和田市燃料費高騰対策事業継続給付金」で検索

<https://www.city.towada.lg.jp/kurashi/>

[emergency/corona/nenryo.html](https://www.city.towada.lg.jp/kurashi/emergency/corona/nenryo.html)



Q. 対象事業を複数営んでいます。それぞれの対象事業の分を受給できますか。

A. それぞれの対象事業の分を受給可能です。

Q. 市内と市外に営業所がありますが、市外の営業所の車両も対象になりますか。

A. 市内の本社や営業所等を使用の本拠とする車両のみが対象となります。

Q. 休車車両は対象になりますか。

A. 燃料費高騰対策を目的としているため、休車車両は対象になりません。